

# 北海道の世界自然遺産候補地を考える

## —「知床」の候補地決定に寄せて—

たわら・ひろみ  
1930年東京都生まれ  
千葉大学園芸学部卒業  
専修大学北海道短期大学  
名誉教授、学術博士  
著書に『牧野植物図鑑の謎』  
『緑の文化史—自然と人間  
のかかわりを考える』など

俵 浩 三

### 本文の要旨

二〇〇三年、日本政府は「知床」を世界自然遺産の候補地として推薦することを決めた。それは北海道の自然保護にとって望ましいことである。

ここでは、世界遺産の制度の概要と、「知床」が候補地に決まるまでの経過などを解説するとともに、北海道に世界自然遺産はなぜ必要なのか、それはどのような意義があるのかを考える。

また「知床」にはどのような課題があるのか、今回は候補地に選定されなかったが「大雪山と日高山脈」などには、どのような可能性が残されているのかについて考えてみたい。

### はじめに

私たちが「日高横断道路反対」を叫んだときの合い言葉は、「日本一の原始境・日高山脈の心臓部を貫く横断道路はいらない。世界遺産を目指す原始境になぜ？」というものだった。この「民」の声を「官」が聞き、官は日高横断道路の建設を工事途中で「中止」した。あとは世界自然遺産も視野に入れた自然保護の強化が課題である。

いま「知床」が世界自然遺産候補地としてクロージアアップされている。知床の先輩格の世界自然遺産登録地には「白神山地」と「屋久島」がある。ところが実は、知床・白神山地・屋久島の三者には、意外とも思える共通点がある。それは官による森林伐採計画めぐり、民が伐採反対の運動をくりひろげ、官が民の声を聞いて伐採を中止または縮小し、自然保護が強化されたという事実であ

る。とくに一九八〇年代の白神山地の「春秋林道」問題と知床森林伐採問題が契機となり、林野庁は「森林生態系保護地域」という森林保護制度を創設した。知床・白神山地・屋久島はその第一期指定組である。その何れもが、世界自然遺産区域の中核となっている。民による伐採反対運動がなく、官による伐採が予定どおり実行されていたら……と考えると感慨ふかいものがある。

それだけではない。日本政府が世界遺産条約を締結したのも、実は民の声（沼田真・日本自然保護協会会長）に後押しされて、官が動いたという経緯がある（後記参照）。

私は本誌三五号（一九九七）の巻頭言に「民唱官随」というエッセイを書いた。知床森林伐採問題を含め日本の環境問題は、民が最初に問題点を指摘、異議を唱え、それが大きな世論となると、官がそれに随って環境保全対策を強化する、というパターンが多い実態を指し、夫唱婦随（婦唱夫随）になぞらえ「民唱官随」を造語したのである。日本の世界自然遺産は、民による自然保護運動と深い関係があることを念頭に置きながら、北海道の世界自然遺産問題を展望してみたい。

### 世界遺産とは何か

「世界遺産」といわれるものは「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約と略称）に基づいて登録された物件のことをいう。この条約は一九七二年にパリのユネスコ総会で採択されたが、日本が締結したのは二〇年遅れの一九九二年だった。それまでの日本の政治家や関係各省は、開発志向のリゾート法は熱を入れて成り立させるが、環境アセス法は阻止す

るなど、概して自然や文化財を守ることに消極的で、世界遺産条約の締結も店ざらしにされていた。それを憂えたのはNGOである。日本自然保護協会の「自然保護」一九九〇年三月号には沼田真「世界遺産条約」の早期批准を目指して」の論説が掲載されている。一九九二年のブラジル地球サミット開催を前に、竹下登元総理が主催した「地球環境賢人会議」に出席した沼田会長が、「世界遺産条約を未批准のまま地球サミットに臨むことは許されない」と直言し、締結への動きが一気に加速されたのだという。

この条約の目的は、「人類にとって顕著で普遍的な価値をもつ遺産を保護するために、その重要性を広く世界に呼びかけ、保護のための国際協力を推進する」ことにある。

世界遺産には、文化遺産、自然遺産、複合遺産の三種類がある。

① 文化遺産：世界的な見地から見、歴史上、美術上、科学上、顕著で普遍的な価値を有する記念工物、建造物、遺蹟などを対象

② 自然遺産：世界的な見地から見、観賞上、学術上または保存上、顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息・生育地、自然の風景などを対象

③ 複合遺産：上記の文化遺産と自然遺産の両面の価値を有するものを対象

このうち自然遺産に対する評価基準として、次の項目のうち一つ以上（複合遺産は二つ以上）に適合することが定められている。

① 地形・地質：過去の生命の歴史や地球の歴史の証拠となるような、重要な地形・地質な

どがよく現れている地域  
② 生態系：現在も進行中の生物の進化や、生物群集の見本となるような、きわめて特徴のある生態系を有する地域

③ 自然景観：ひとときを優れた自然美をもった自然現象や景観を有する地域

④ 生物生息地：絶滅危惧種の生息地や、生物多様性の保全上、もつとも重要な生物が生息・生育する地域

さらに、これらに適合するとされる場合は、(a) 評価される価値に関し、十分な規模と必要な要素をもっていること、(b) 法的な措置などにより、評価される価値の保護・保全が十分に担保されていること、(c) すでに登録された類似の自然遺産と比較して、優位性、独自性が明らかであること、の条件を満たすことが求められている。

#### 世界遺産登録への道

世界遺産への登録手続きは、まず締約国が五〜一〇年以内に登録するために推薦を予定する自国内候補地の「暫定リスト」をつくり、それを世界遺産委員会事務局（パリ）に提出する。ついで締約国が申請物件を決定し、世界遺産委員会事務局に「推薦書類」を提出する。その提出期限は毎年二月一日となっており、二〇〇四年一月現在の「知床」は、二月一日に間に合うように日本政府が推薦書類を準備中の段階である。

世界遺産委員会では候補物件に対し、関係する専門機関と連携して適当かどうかを評価する。自然遺産に関係する専門機関はIUCN（国際自然保護連合）であり、文化遺産に関係する専門機関はICOMOS（国際記念物遺蹟会議）である。

したがって「知床」の場合は、〇四年中に国際自然保護連合による現地調査などが行われる予定である。

その評価が終わると、翌年四月（知床の場合は〇五年四月）に世界遺産委員会ビュロー会議で事前審査が行われ、その結果を踏まえ六月（知床の場合は〇五年六月）に世界遺産委員会（締約国から選出された二十一カ国で構成）で、最終的な登録の可否が決定されるシステムになっている。

二〇〇三年現在の世界遺産条約の締約国は一七七カ国、登録された遺産は七五四物件である。そのうち自然遺産は、アメリカのイエローストン、グランドキャニオン国立公園、アルゼンチンのイグアス国立公園、ロシアのバイカル湖、カムチャツカ火山群、ケニアのケニア山国立公園、タンザニアのキリマンジャロ国立公園、さらにスイスのユングフラウアレッツェーヌピーチホルンは二〇〇一年に登録された新顔で、合計一四九件となっている。

また文化遺産としては、中国の万里の長城、周口店の北京原人遺跡、インドのタージ・マハル、イタリアのフィレンツェの歴史地区、ナポリの歴史地区、オーストリアのシェーンブルン宮殿と庭園群、イギリスのロンドン塔、スペイン・グラナダのアルハンブラ、ヘネラリフェ、アルバイシン地区、ドイツのアーヘン大聖堂、フランスのベルサイユ宮殿と庭園、ポーランドのアウシュビッツ強制収容所、メキシコの古代都市テオティワカンなど、合計五八二件である。なお複合遺産としては、グアテマラのマヤ文明最大の神殿遺跡である

ティカル国立公園、ペルーのインカ帝国の空中都市であるマチュ・ピチュの歴史保護区など二十三件がある。

### 日本の世界遺産と候補地

日本の世界遺産物件は、自然遺産として、屋久島、白神山(いずれも一九九三)の二件。文化遺産として、姫路城、法隆寺地域の仏教建造物(いずれも一九九三)、古都京都の文化財(一九九四)、白川郷・五箇山の合掌造り集落(一九九五)、原爆ドーム、厳島神社(いずれも一九九六)、古都奈良の文化財(一九九八)、日光の社寺(一九九九)、琉球王国のグスクおよび関連遺産群(二〇〇〇)の九件、合計十一件がある。

このように文化遺産は、ほぼ毎年のように登録物件が追加されているが、自然遺産は一九九三年の登録以来、新しい追加がされていない。それは屋久島と白神山が世界遺産となり有名になると、どっと観光客が押し寄せ、せっかくの自然環境が悪化する事態をまねいたり、白神山地では入山の可否をめぐる対立があったりしたことへの反省も、一因だったかもしれない。

しかし一〇年を経過するうちに国内の世界遺産に対する関心は高まり、新しい自然遺産に対する期待も大きくなっていく。そうした情勢を踏まえ、環境省と林野庁では「暫定リスト」作成へ向け、二〇〇三年三月に専門家からなる「世界自然遺産候補地に関する検討会」(座長・岩槻邦男放送大学教授)を設置し、検討を行った。そこでは、地形・地質や植物・

動物、景観の特徴、原始性(開発の程度)など、現在までに得られている環境情報を総合的な視野から分析し、まず「候補地の候補地」として全国から十七カ所を選定、さらに二カ所を追加して十九カ所とした。

それは、①利尻・礼文・サロベツ原野、②知床、③大雪山、④阿寒・屈斜路・摩周、⑤日高山脈、⑥早池峰山、⑦飯豊・朝日連峰、⑧奥利根・奥只見・奥日光、⑨北アルプス、⑩富士山、⑪南アルプス、⑫祖母山・傾山・大崩山・九州中央山地と周辺山地、⑬阿蘇山、⑭霧島山、⑮伊豆七島、⑯小笠原諸島、⑰南西諸島、⑱三陸海岸、⑲山陰海岸の十九カ所である。

このうち北海道からは全国十七カ所の時点で、①⑤の五カ所が候補地の候補地となった。十七分の五という数字は、北海道の自然環境が全国的に見ても高く評価されていることを物語っている。

当初の予定ではこの十七(後に十九)カ所のうち、五〜六ヶ所が暫定リストへの候補地とされること が伝えられていた。しかし実際には五月二十六日の最終委員会で、①知床、②小笠原諸島、③琉球諸島の三カ所だけが、「世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断された地域」として選定された。

さらに十月になり、この三カ所のうち、地元関係者などとの協力関係や自然保護を担保する条件の整い方が先行しているのは「知床」であるとして、これを二〇〇四年二月までに日本政府として「推薦書類」の提出を目指す地域とすることが公表された。

北海道に世界自然遺産はなぜ必要か  
先に記したように北海道からは、①利尻・礼文・サロベツ原野、②知床、③大雪山、④阿寒・屈斜

(第3電図地図部)

## 世界自然遺産



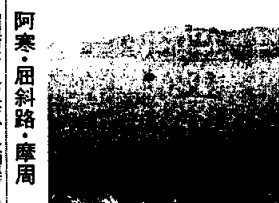
知床



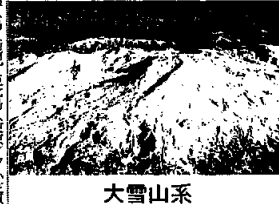
日高山脈



利尻・礼文・サロベツ原野



阿寒・屈斜路・摩周



大雪山系

### 道内5カ所 候補地に

環境省(林野庁)は、世界自然遺産の候補地として、道内5カ所を選定した。候補地は、知床、日高山脈、利尻・礼文・サロベツ原野、阿寒・屈斜路・摩周、大雪山系(大雪山)の五カ所。

動物や植物の生息地を基に、地形・地質の多様性、景観の美しさ、自然環境の保全の必要性などを基に、道内5カ所を選定した。候補地は、知床、日高山脈、利尻・礼文・サロベツ原野、阿寒・屈斜路・摩周、大雪山系(大雪山)の五カ所。

動物や植物の生息地を基に、地形・地質の多様性、景観の美しさ、自然環境の保全の必要性などを基に、道内5カ所を選定した。候補地は、知床、日高山脈、利尻・礼文・サロベツ原野、阿寒・屈斜路・摩周、大雪山系(大雪山)の五カ所。

動物や植物の生息地を基に、地形・地質の多様性、景観の美しさ、自然環境の保全の必要性などを基に、道内5カ所を選定した。候補地は、知床、日高山脈、利尻・礼文・サロベツ原野、阿寒・屈斜路・摩周、大雪山系(大雪山)の五カ所。

図1 北海道新聞 2003年3月26日



ルは数が多く、高いほど走りにくくなる。自然保護地域は、開発優先論者や商業主義に傾く観光資本を、走りにくくさせるように構築しなければならぬ。世界遺産は、最高に高いハードルである。自然を「利用」するにしても、その自然環境にふさわしい「つつましい利用」を考案しなければならぬ。

北海道が誇る国立公園や国定公園は二〇世紀の産物である。それでは二十一世紀の北海道で、知床や阿寒、大雪山や日高山脈に匹敵する国立公園などを新たに指定することが可能だろうか。北方領土の色丹島、択捉島、国後島などが返還された場合を除き、北海道内には新規に大規模な国立公園などを指定できる余地は残念ながら残されていない。ということとは、二〇世紀は国立公園などの量的確保の時代だったのであり、二十一世紀は質的確保の時代ということができる。二十一世紀の質的確保とは、国立公園内などに新しい道路を開削したり、ホテルやスキー場を新たに建設することではない。既存の道路や施設のうち必要最低限の開発区域を除き、五〇年〜百年前に存在した豊かな自然環境を、人為の干渉を避けながら蘇らせることが、北海道にとって「大いなる遺産」となるのである。目指すのはむしろ十九世紀の自然である。そのために世界遺産の「冠」を戴くのは、自然の聖地として意義があることだと私は考えている。

だから世界遺産は登録することが目的ではない。自然保護を強化するハードルを機能させるための手段である。そしてそれが、地域の人々にとって誇りとなるなら、世界遺産の「冠」は望ましいことだと私は考えている。

### 大規模な保護区をまとめて考える

環境省と林野庁の「世界自然遺産候補地に関する検討会」では、全国から十七（後に十九）カ所の「候補地の候補地」を選び、その中には北海道から、①利尻・礼文・サロベツ原野、②知床、③大雪山、④阿寒・屈斜路・摩周、⑤日高山脈の五カ所が入っていた。当初の予定では、十七カ所から五〜六カ所の「候補地」に絞られる見込みと伝えられた。公平に見て全国で数カ所という場合、北海道の五カ所がすべて候補地となることは困難である。

しかし北海道の最大の誇りである優れた自然環境の代表格である、これら五地域の自然保護を強化するためには、一地域でも多くが「候補地」として選ばれることが望ましい。そこで北海道自然保護協会では理事会で検討した結果、環境省と林野庁に対し、四月十四日づけで「世界自然遺産候補地選定に際し北海道の候補予定地に特段の配慮を求める要望書」を提出した。

この要望書は、①北海道の候補地は大規模なまとまりを考慮して選定すること、②北海道からは複数の候補地を選定すること、の二点が柱となっていた。

①の大規模なまとまりとは何か。具体的には「知床と阿寒」「大雪山と日高山脈」をひとつのまとまりとして考えようという提案である。「知床と阿寒」「大雪山と日高山脈」はともに地理的な位置が近く、それぞれを結ぶ稜線には国有林の「緑の回廊」が設定されているので、まとまり易いこと。また知床と阿寒はともに火山性の地質・地形からなりながらも、対照的な表層地形と生態系をもっていること。一方の大雪山と日高山脈は、

大陸性プレート（西北海道）と海洋性プレート（東北海道）が接した基盤をもち、地形は火山性の大雪山と構造山脈の日高という対照的景観と生態系をもっていること。これらをまとめると、例えば大雪山の二〇万鈔、日高山脈の一〇万鈔を合わせ、三〇万鈔という規模になる。これは日本では類例のない大規模な自然保護地域となるが、実際的にみればアメリカやアフリカの国立公園には数十万鈔規模の自然保護地域があるから、決して大規模すぎることはないこと、という主旨である。

②の複数の候補地を選定するとは、仮に「知床と阿寒」「大雪山と日高山脈」が選ばれれば、北海道は十七分の四というシェアを占めるし、そのどちらかと「利尻」が入れば、十七分の三というシェアを得られるという読みである。

### 大雪山と日高山脈などへの宿題

北海道自然保護協会の要望・提案は、幸いにも検討委員会で熱心に論議された。結果的には北海道から「知床」だけが候補地に選定されたが、二〇〇三年五月二十六日づけ、岩槻邦男座長名で出された「世界遺産候補地に関する検討会について」の報告書では、「議論が分かれた地域」として、次のように記されている。

「なお、以下の四地域については、検討会の結論としては集約できなかったが、世界遺産の登録基準に合致する可能性があるのではないかとの意見があった。

大雪山は、複数の火山帯から構成された複雑な火山地形と、広大な高山帯と高山植物の分布などが高く評価され、日高山脈は、特異な地質や急峻な地形と豊かな動植物相の存在が評価されている。

しかし、両地域とよく似た自然環境を有するロシアのシホテ・アリン山脈が二年前に世界自然遺産に登録されているため、シホテ・アリン山脈との比較において、今後、両地域の優位性を十分証明することが第一の課題とされた。また、両地域を統合して考えるべきではないかとの意見も出されたが、両地域の地形形成過程の違いから異論もあり、保護区としては分断される両地域を如何に統合すべきかも含め、更なる検証が大きな課題であるとされた。」

なお議論の分かれた四地域のうち、大雪山と日高山脈以外の地域は「飯豊・朝日連峰」と「九州中央山地周辺の照葉樹林」である。このように「大雪山と日高山脈」は今回は候補地とならなかったが、「次点」として評価され、次回の暫定リスト作成時への宿題が出されたのである。

私はシホテ・アリン山脈については知らないが、限られた情報から判断すると、地質構造は大雪山・日高山脈と異なり、また植生も、ハイマツの生態やチョウセンゴヨウの存否などで、かなり異なるようなので、優位性というよりも、独自性を立証できるのではないかと考えている。両地域の統合も、大雪山と日高山脈を結ぶ「緑の回廊」の拡充に努めるとともに、他の世界遺産地域の事例などを探し、検証する必要がある。なお「阿寒・屈斜路・摩周」は、今回は候補地にならなかったが、「知床」と統合する理論を構築することが宿題だと私は考えている。

また日高山脈は、二〇〇三年まで「日高横断道路」問題を背負っていたので、地元町村関係者などは世界遺産が視野に入っていなかったと思う。しかし二十一世紀の日高山脈のあり方を考えれば、

世界遺産登録、あるいは国定公園から国立公園への昇格も視野に入れて、自然保護を強化することは、重要な案件である。日高山脈が宿題つきながら「次点」に評価されたことを、とくに地元の関係者は、かみしめていたのだと願っている。

さらに「利尻・礼文・サロベツ原野」や、今回は候補地の候補地にもならなかった「釧路湿原」などは、それぞれの特性を生かしながら自然保護を強化することが、今後の世界遺産に連なる道であると思う。

#### 知床の世界自然遺産への課題

二〇〇三年五月二十六日づけ「世界自然遺産候補地に関する検討会について」(座長・岩槻邦男)の報告書では、「知床」が世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断された理由として、次のように記されている。

「知床は、流水が育む豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウといった世界的な絶滅危惧種の重要生息地となっているという点が高く評価され、登録基準に合致する可能性が高いと判断されたものであるが、そうした価値を保全するためには、陸域と海域を含めた統合的な管理計画の策定の必要性について、今後の課題として指摘があった。」

これは知床の自然環境の特性を、簡潔に表現しているといえるだろう。もうひとつ「知床」の自然保護地域の特性として忘れてならないのは、大部分の土地が国有地、公有地なので、自然を守り易いという特性があることである。知床国立公園区域(面積三八、六三三(秒))の九四%が国有地

(ほとんど林野庁の国有林)で二%が公有地である。この国有地率は大雪山と並んで日本一の地位を占める。また厳正に自然を守る特別保護地区率は六一%で、二位の小笠原(四一%)を断然ひき離れた一位である。

日本の国立公園制度は「地域制」といって、私有地などを含んで指定され、公園区域内での開発行為などを規制する制度が採用されているが、財産権の尊重や他の公益事業との調整から、自然を厳しく守る点では弱点となっている。それに対しアメリカなどの国立公園は、公園専用目的の国有地から成り立つ「営造物」制度が採用されているので、他の開発行為を排除できるシステムとなっている。ということとは「知床」は環境省と林野庁が同じ目的をもって二人三脚を組めば、「地域制」でありながら「営造物」に匹敵する管理ができる可能性を秘めていることになる。

現在の国有林の経営は、木材生産重視から国土保全重視にシフトしたので、林野庁は世界自然遺産にも協力的で、「知床森林生態系保護地域」も世界遺産を視野に二〇〇三年十二月、知床横断道路より西側、ラウス湖から遠音別岳周辺までの区域拡大を図った。その設定委員会には私も委員の一人として加わった。知床横断道路より西側は、一九八九年当時、「知床森林伐採問題」の後遺症があったので、営林局がかたくなに区域編入を拒んだ地域である(本誌二九号・依浩三「知床森林生態系保護地域設定委員会」の審議経過とその問題点)一九九〇、参照)。しかし今回は森林管理局が、積極的に区域拡大を提案した。その拡大区域はまだ不十分だと私は考えるが、それでも時代が確実に変わりつつあることを実感した。

このように地主の林野庁と自然保護を主管する環境省の関係が良好であれば、「管理計画」の策定にもプラスに作用する。「知床世界遺産候補地管理計画(案)」は、環境省、森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町などの関係者からなる「知床世界遺産候補地地域連絡会議」で検討され、一般からの意見募集による修正などを経て、二〇〇三年十二月、北海道レベルでの成案ができた。また知床地域の観光客などによる「利用」について、どこでどのような利用が許容されるのか、あるいは制限されるのか、原始的な自然環境にふさわしい、いわゆる「知床ルール」づくりを目指した「知床国立公園適正利用基本計画検討調査」も、学識経験者や地元関係者を交えた検討会で、原案を策定中であるという。

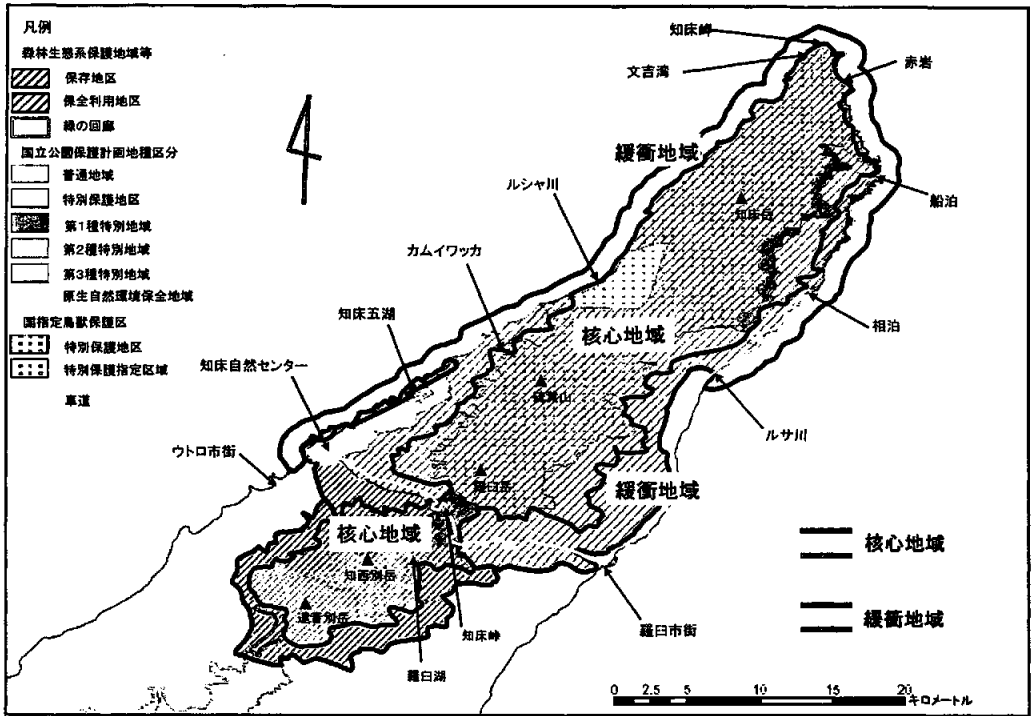
なお世界自然遺産の守り方は、厳正に自然を守る「核心地域」(コア)と、その周辺の「緩衝地域」(バッファー)とからなるが、「知床」の場合は図3のようになっている。

個別、具体的なことをいえば、管理の実態、利用方法の規制など、数々の課題をかかえているが、大枠の進め方としては、他の自然保護地域より、キメの細かい管理計画に向かって努力が重ねられているといえよう。問題は、いかにしてそれを「実効」あるものとするにかかっている。

### 海洋生態系の保護が必要

先に引用した「世界遺産候補地に関する検討委員会について」の報告書は、「知床」では「陸域と海域を含めた統合的な管理」が課題と指摘されている。実は、日本の国立公園などは「海域」の保護が弱いのである。自然公園法には「海中公園

図3 知床世界自然遺産候補地区域図(案)



地区」、自然環境保全法には「海中特別地区」という制度が設けられているが、その実態は狭い面積の「点」的な保護で、「海域」というにはほど

は不明だという。環境省の作文でありながらトドがレッドデータ種であることへの言及もない。またトドの「採捕の制限」という表現は、事情を知

遠い。しかも漁業規制は行われない。だから「海洋生態系」の保護には機能しない。

ところで「知床世界遺産候補地管理計画(案)」には、「海棲哺乳類・海鳥の保護」について次のように記載されている。

「定置網の設置期間に海棲哺乳類が偶発的に網に入った場合には、可能な範囲で解放している。今後、偶発的な捕獲ができるだけ回避されるような方策について、関係者と検討を行う。トドについては、例年、一〇月末から翌年五月にかけて、日本海や知床など北海道沿岸に回遊し、その摂餌行動により、特に日本海沿岸海域で大きな漁業被害をもたらしているが、漁業法に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕の制限を平成六年(一九九四年)から実施するとともに(中略)知床周辺海域の海洋生態系の保全・管理を図っていく。」

これは漁業関係者に配慮した、苦心の作文である。アザラシやラッコが偶発的に網に入る頭数は、漁民も隠したがるので実態は、漁民も隠したがるので実態は、漁民も隠したがるので実態は、漁民も隠したがるので実態は、漁民も隠したがるので実態は、漁民も隠したがるので実態は、漁民も隠したが

らない人は保護されていると錯覚するだろうが、  
 実態は毎年、全道で一六頭まで銃殺してよい、  
 ということである。その辺の実情について、毎日  
 新聞(二〇〇三年十月十七日)は、本間浩昭記者  
 の名で次のように解説している。

「毎年一月、知床の羅臼町沿岸で駆除のための  
 トド撃ちが始まる。漁業者の要請を受けたハンター  
 が、休息する群れをライフルや散弾銃で狙う。体  
 長二尺、体重三〇〇キはあるトドの肉はホテルや  
 レストランなどに回る。羅臼町で駆除されるトド  
 は年二〇〜三〇頭。漁網を破る『海のキャング』  
 という認識が根強いトドだが、環境省のレッド・  
 データでは絶滅危惧Ⅱ類。駆除が許される年間の  
 上限一六頭の四分の一近くが羅臼で撃たれる。  
 トドの繁殖地・北千島や中部千島では、個体数が  
 六〇年代の五分の一の約四〇〇〇頭に激減した。  
 『北海道周辺での駆除が主因』と指摘する研究者  
 もいる。知床では、アザラシや海鳥が漁網にかかっ  
 て命を落とすことは珍しくない。…」

これは世界自然遺産にはふさわしくない光景で  
 ある。その一方、トドに破られにくい網を開発し  
 たり、トドがきらう首波を発する機器を海上に設  
 置する実験を行うなど、漁業と海洋生態系保護を  
 両立させる努力もされているが、「知床周辺海域  
 の海洋生態系の保全・管理を図っていく」という  
 「管理計画(案)」への道は確立されていない。

ところで「知床」と目と鼻の先の北方四島では、  
 「海洋保護区」が設定されている。もちろん陸域  
 にも「保護区」があるから、まさに「陸域と海域  
 の統合的管理」が機能している。海洋保護区は沿  
 岸一マイルから十二マイル(場所によって異なる)、  
 そこでは漁業を含む生物の捕獲、船の乗り入れ、

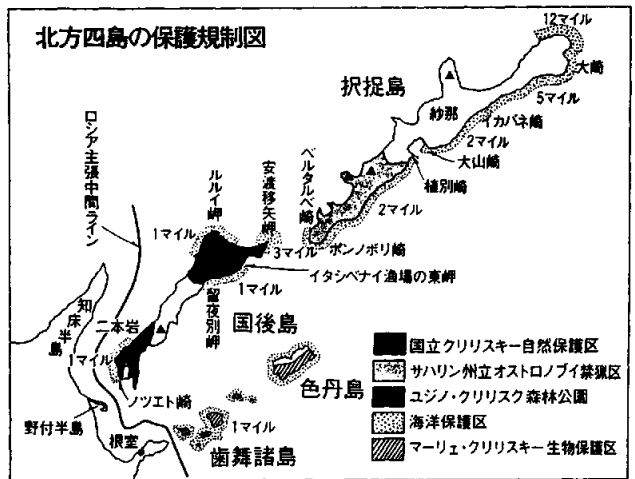


図4 北方四島の自然保護区  
 (沿岸の点々が海洋保護区) (近藤憲久原図)

上空の低空飛行などが禁止される。歯舞諸島と色  
 丹島の周辺一帯、国後島の西南部と東北部沿岸、  
 択捉島の南部沿岸などが広い海洋保護区となっ  
 ている(図4参照)。択捉島では海洋保護区が効果  
 を発揮し、ラッコは、一九六三年に七二頭、一九  
 八五年に四五二頭、一九九九年に一八〇〇頭と増  
 加傾向が認められるという。その一方、トドは一  
 九六三年に約一五〇〇頭だったが、一九九一年に  
 は二三三頭に減少しているという(サハリン州国  
 家漁業規制局、チュパヒーヒナ氏による情報)。  
 それに比べれば、知床の海洋生態系保護は弱い  
 といわざるを得ない。もともと北方四島では、海  
 洋保護区内でも密漁が多く問題視されていること  
 であるが。

ロシア側からは、北方四島と知床半島が共同し  
 て世界自然遺産登録を目指そうという誘いの声も  
 聞こえてくる。しかし「日本固有の領土」と認識  
 する立場の日本側は、その話にのれない。たとえ  
 領土の帰属がどうであれ、北方海域を回遊する海  
 棲哺乳類や海鳥には国境がないのだから、日本と  
 ロシアが共同して調査をしたり、対策を講じたり  
 することは必要である。また漁業との両立を模索  
 しながら、「知床周辺海域の海洋生態系の保全・  
 管理を図っていく」ために「実効」をもたらすこ  
 とが、今後の大きな宿題である。

(二〇〇四年一月五日記)



写真 遠音別岳原生自然環境保全地域  
 (ヘリコプターから)